告示

○金融庁
財務省告示第三号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年金融庁法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十六日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］		［同上］	
カス　バンク　エヌヴィー	オランダ王国　アムステルダム市　デ・エンテレー　五百	カス　バンク　エヌヴィー	オランダ王国　アムステルダム市　ニーウェゼイス　フォールブルグワル　二百二十五
［略］		［同上］	
ケービーエル　ヨーロピアン　プライベート　バンカーズ　エス　エー	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ブールバード　ロイヤル　四十三	ケービーエル　ヨーロピアン　プライベート　バンカーズ　エス　エー	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ブールバード　ロイヤル　四十三
［略］		［同上］	
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　ウエストストリート　二百	ゴールドマン・サックス　アンド　カンパニー	アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　ブロードストリート　八十五
［略］		［同上］	
ユービーエス　リミテッド	英国　ロンドン市　ブロードゲイト　五	ユービーエス　リミテッド	英国　ロンドン市　フィンズバリー　アベニュー　一
［略］		［同上］	
シーエー　インドスエズ（スイッツァランド）エスエー	スイス連邦　ジュネーブ市　ケ　ジェネラル　ギゾン　四	クレディ　アグリコール（スイス）エスエー	スイス連邦　ジュネーブ市　ケ　ジェネラル　ギゾン　四
［略］		［同上］	
ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー	英国　ロンドン市　エンジェル　レーン　一	ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー	英国　ロンドン市　エンジェル　レーン　一
ソシエテ　ジェネラル　インターナショナル　リミテッド	英国　ロンドン市　ビショップス　スクエアー　十		

備考　表中の［　］の記載は注記である。